

2023年2月吉日

各保険医協会・医会 御中

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-7 KDX 新宿ビル4F
東京保険医協会 会長 須田 昭夫
TEL 03-5339-3601 FAX 03-5339-3449



趣 意 書

「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」原告団へのご参加のお願い

拝啓 全国各協会・医会におかれましては、国民医療の向上および保険医の生活と権利を守るための協会諸活動のご奮闘に心からの敬意を表します。

東京保険医協会は、本年4月施行予定の省令（改正療養担当規則）、すなわち、マイナンバーカードによる電子資格確認に向けた体制整備義務の撤回を求める活動に取り組んできました。しかし、昨年12月に開催された厚労省中医協総会では、4月から原則義務化実施を強行することが決定されました。義務化が猶予される経過措置は極めて限定的であり、政府・厚労省は昨年閣議決定（骨太方針2022）の通り、マイナンバーカード資格確認・保険証廃止に突き進む構えです。

しかし、この省令を精査すると健康保険法の委任の範囲を逸脱した憲法第41条違反等の違憲・違法性があること、および、憲法上保護された医療活動の自由に対する権利侵害にあたることが判明したため、憲法訴訟で実績のある弁護団の協力を得て、法的な対応の準備を進めてきました。

その結果、当協会会員を中心に原告団を結成し国を相手として提訴に踏み切ることを1月開催の理事会で決定致しました（一次訴訟）。理事会後、当協会会員を対象に原告団参加の呼びかけを行ったところ **2月10日現在で申し込みは350人**に達し、弁護団への委任状が続々と協会事務局へ返送されてきております。

今後は、過去のオンラインレセプト訴訟に鑑み、全国の各協会・医会にもご協力をお願いして、原告団への参加を会員へ呼びかけていただき、**二次訴訟として全国の保険医・歯科保険医を合わせて2,000人を超える原告団を目標にして提訴を行いたいと考えております。**

請求の趣旨は、1. 保険医療機関が、患者から健康保険法3条13項に規定するマイナンバーカードによる電子資格確認により療養の給付を求められた場合に、（1）電子資格確認によって療養の給付を受ける資格確認義務がないこと、（2）そのためあらかじめ必要な体制を整備する義務がないこと、の2点を確認すること。2. 違憲・違法な省令制定とそれに関連した政府の動向による保険医としての職業活動またはその継続に対する不安のための精神的苦痛による損害賠償の請求です。

原告には保険診療を行う医師・歯科医師であれば誰でも参加することができます。また、原告団に参加される先生方には一切負担は生じません（※添付した原告団参加に係るQ & Aをご参照ください）。

上記の提訴趣旨に賛同していただける各協会・医会におかれましては、是非、原告団への参加を会員にご案内していただきますようお願い申し上げます。添付の原告団への参加に係る回答書にご記入いただき、FAXにて当協会事務局へお送りください。**折り返し、事務局から手続き等に関してご連絡を致します。二次訴訟に関するご回答の第1次〆切は2月末日とさせていただきます。**

なお、第1次〆切を過ぎても原告団へのお申し込みはお受け致しますので、ぜひご検討ください。義務化撤回に向けて、共に力を合わせましょう！ご検討の程、よろしくようお願い申し上げます。

敬具